

生命保険を活用した相続対策の留意点 ～二次相続に活用する～ その7

シリーズで生命保険を活用した相続対策の留意点について解説をしています。今回（第7回）は、生命保険契約に関する権利を活用した第二次相続対策について解説します。

相続税は親の世代から次の世代への財産の承継されるときにかかる税金です。そのため、第一次相続（例えば父）だけでなく、第二次相続（母）のときの相続税の負担も考慮した対策が必要です。

父が財産を多く所有し、母は相続税の基礎控除額以下の財産しか所有していなくても、父の相続の際に、母が一定額相続することによって母の相続の際にも相続税負担が生じます。

そこで、第二次相続対策と相続税の納税資金対策を兼ねて生命保険を活用した対策を実行しておきたいものです。

具体的には、父が契約者（保険料負担者）、母が被保険者、父が保険金受取人とする生命保険契約を締結します。契約者である父が死亡した場合には、「生命保険契約に関する権利」として解約返戻金相当額が相続財産となります。この場合の解約返戻金は支払保険料総額を下回る金額であることが大半です。そのため、その差額に相当する金額だけ相続財産が少なく計算されます。そして、その生命保険契約に関する権利を「母」が相続し、母の相続が開始すると、相続人が受取った生命保険金のうち一定額は非課税とされます。

一方、その生命保険契約に関する権利を「子」が相続し、母に相続が開始するとその子の一時所得として課税されることとなります。母の相続財産が多い場合には、相続税として課税されるよりも一時所得として課税される方が有利なときもあることから、父の相続の際に誰が生命保険契約に関する権利を相続するか慎重に検討しなければなりません。

【設例】

1. 被相続人 父（令和6年4月死亡）
2. 相続人 母・長男
3. 相続財産 その他の財産4億円と5に掲げる生命保険契約
4. 遺産分割 その他の財産は法定相続分どおり相続する
5. 生命保険契約

母を被保険者とする契約で一時払い保険料5,000万円（死亡保険金6,000万円、解約返戻金4,000万円）

6. 母固有の財産 ないものと仮定する。なお、母は令和7年5月に死亡するものと仮定

7. 相続税の計算 （単位：万円）

	父の相続 (母が生命保険契約を相続)		母の相続	父の相続 (長男が生命保険契約を相続)		母の相続
	母	長男	長男	母	長男	長男
その他の財産	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
生命保険契約	4,000	—	—	—	4,000	—
死亡保険金	—	—	6,000	—	—	—
同上非課税金額	—	—	△500	—	—	—
課税価格	24,000	20,000	25,500	20,000	24,000	20,000
相続税の総額	12,520		7,155	12,520		4,860
各人の算出税額	6,829	5,691	7,155	5,691	6,829	4,860
配偶者の税額軽減額	△6,260	—	—	△5,691	—	—
相次相続控除額	—	—	※1△512	—	—	—
納付税額	569	5,691	6,643	0	6,829	4,860
通算相続税額	12,903			11,689		
所得税等	—			※2 522.5		
合計税額	12,903			12,211.5		

左記の設例の場合には、父が一時払いの保険料を負担しその解約返戻金との差が1,000万円(5,000万円-4,000万円)あることから、父の相続税は法定相続分どおり相続すると仮定すると220万円軽減されます。

さらに、死亡保険金は支払った保険料以上の保険金として相続人に支払われることから納税資金も多く確保することにつながります。生命保険契約に関する権利を相続する人を長男にすれば母が相続するよりも合計税額を少なくなります。

※1 569万円×(10年-1年)≒512万円

※2 長男が父から生命保険契約に関する権利を相続し、母の死亡によって受取った生命保険金に対する所得税等の額(長男のその年の課税所得金額は4,000万円超と仮定) {(6,000万円-5,000万円)-50万円}×1/2×55%=522.5万円 (文責: 山本和義)